

令和6年度介護者サロン設置・運営支援事業業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度介護者サロン設置・運営支援事業業務

2 委託業務の目的

市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等の職員等に対して介護者サロンの重要性や設置・運営等に関する研修を実施し、各地域での介護者サロンの設置を促進する。また、地域の身近な介護の相談場所である地域包括支援センター等でサロンが開催されることで、ケアラーが気軽に相談やケアに必要な知識を得ることができ、ケアラーが孤立しない地域づくりを推進することを目的とした、介護者サロンの実践を促すマニュアルを作成する。

3 委託の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 介護者サロン設置・運営基礎研修（動画配信）

市町村や地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等を対象に、ケアラー支援におけるピアサポートや介護者サロン等の意義、その効果について理解を促し、介護者サロンの設置を促す研修を実施する。

ア 業務内容

- (ア) 研修会の企画
- (イ) 研修会の運営
- (ウ) 研修会の開催案内・周知
- (エ) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い
- (オ) 研修動画の納品
- (カ) その他

イ 研修概要

- (ア) 講義時間：20～30分程度（動画1本）
- (イ) 公開方法：WEB公開方式（埼玉県限定公開セミナー動画チャンネルに掲載）
- (ウ) 実施時期：令和6年10月～令和7年3月31日
- (エ) 対象者：県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等

ウ 留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議して行うこと。

(2) 介護者サロン運営実践研修

市町村や地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等を対象に、立ち上げ・運営に関するノウハウを学ぶ研修を実施する。

ア 業務内容

- (ア) 研修会の企画
- (イ) 研修会の運営
- (ウ) 研修会の開催案内・周知、参加者の取りまとめ
- (エ) 会場の予約、支払い
- (オ) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い
- (カ) 研修アンケートの作成・取りまとめ
- (キ) 研修動画の納品
- (ク) その他

イ 研修概要

- (ア) 研修回数：4回
- (イ) 実施方法：オンライン研修
- (ウ) 研修時間：2～3時間程度
- (エ) 実施時期：令和6年11月から3月の間（11月に少なくとも1回は実施すること）
- (オ) 対象者：県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等
- (カ) 募集人数：全4回で300名程度
- (キ) 備考：介護者サロンを運営している参加者の悩みの解決に繋がるような研修内容とすること。（例：集客や周知の工夫、プログラムの構成等）

ウ 留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議して行うこと。
- ・プログラムの実施にあたっては、グループワークや事例紹介など研修受講者の理解がより進む手法を用いること。

(3) 介護者サロン等運営実践マニュアル作成業務

これから介護者サロンを運営する団体（地域包括支援センター等）に向け、立ち上げに向けた準備、会場の様子、プログラムの進行案や運営のコツなどをマニュアル化し、介護者サロン等の企画、立ち上げ、運営まで円滑に行うことが出来るような冊子を作成する。

ア 業務内容

- (ア) マニュアルの構成及び内容の決定
- (イ) 校正（3回程度）
- (ウ) 最終校正及び印刷（500部）
- (エ) 県に納品（現物及び電子データ）

イ 規格

- ・A4判、50ページ程度、両面刷
- ・4色（全ページフルカラー）
- ・本文：上質紙（A4 50.5キロ程度）、表紙：マットコート紙（A4 93.5キロ程度）。
- ・適宜イラストや写真を用いること。
- ・県で編集できるようなデータ様式で県に納品する。

ウ 留意事項

- ・県が別途提示する案を基に受託者が構成や内容、デザイン等を検討し、随時、県と協議しながら作成すること。
- ・完成したマニュアルは、(2)の研修で使用するため、研修実施前までに県に成果物を納品すること。

5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (3) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。